

公安委員会 説明資料No.1	令和3年度に実施された監査委員による定期監査の結果及び結果に対する措置について	令和4年5月12日 警務部
-------------------	---	------------------

議題事項

令和3年度に実施された監査委員による定期監査の結果について報告するとともに、その結果に対する措置を監査委員に通知する。

1 実施期間

令和4年1月12日～2月25日

※ 監査委員事務局による予備調査 令和3年11月9日～11月30日

2 監査委員

木下代表監査委員以下4人

3 対象所属

全43所属

4 監査対象

令和3年度の財務事務全般

5 監査方法

実地監査及び書面監査（7警察署は、書面監査のみ）

6 監査結果

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

該当事項なし

(3) 検討指示事項

旅費について 1件

- 赴任旅費の構成要素である旧在勤公署から新在勤公署への移動旅費について、これまでの経緯を調査の上、関係部局と協議して、支給する赴任旅費の内容を検討されたい。（会計課）

7 監査結果の報告

令和4年3月25日、監査委員から警察本部長に対する結果の講評があり、同日付け文書で、公安委員会あてに監査の結果に関する報告が提出された。

8 監査結果の公表

県報に登載されるとともに、県ホームページにおいて公表された。

9 監査結果に対する措置

これまでの経緯を踏まえ、関係部局とも協議の上、新たに「赴任旅費事務処理要領」を定め、移動旅費を支給することとした。なお、同要領制定日以降の赴任に係るものから、これに基づいた事務処理を行っているところである。

10 監査実施等の根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条

公 安 委 員 会	香川県警察サイバー防犯ボランティア委嘱式の実施について	令和4年5月12日 生 活 安 全 部
-----------	-----------------------------	------------------------

報告事項

5月16日に香川県警察サイバー防犯ボランティアの委嘱式を実施する。

1 香川県警察サイバー防犯ボランティアについて

(1) 趣旨

県警察とサイバー防犯ボランティアが積極的な情報交換や緊密な連携を保持し、サイバー防犯ボランティアの活動をより実効あるものとすることで、サイバー空間における県民生活の安全と安心の確保に資することを目的とする。

(2) 委嘱期間

1年間（再任することができる。）

(3) 任務

- ア サイバー犯罪被害防止のための教育活動
- イ サイバーセキュリティに関する広報啓発活動
- ウ サイバーパトロールによるサイバー空間の浄化活動

2 委嘱式の開催

(1) 日時

5月16日（月）午前10時から午前11時までの間

(2) 場所

県警察本部 6階 大会議室

(3) 被委嘱団体

- ア 香川大学サイバー防犯ボランティア「SETOKU」
- イ 専門学校穴吹コンピュータカレッジ

(4) 県警察参加者

生活安全部長、生活環境課長（サイバー犯罪対策室長）

サイバー犯罪対策室員3人

(5) 内容

学生サイバー防犯ボランティア2団体に委嘱状を交付するもので、各団体学生代表6人、引率教員1人の計14人が出席する。

公安委員会 説明資料No.3	若年運転者講習を行う講習機関の指定について	令和4年5月12日 交 通 部
-------------------	-----------------------	--------------------

報告事項

県内指定自動車教習所 10 校から若年運転者講習を実施したい旨の申請がなされ、審査した結果、基準に適合していることを確認したことから、講習機関として指定する。

1 講習区分

若年運転者講習

※ 令和4年5月 13 日から施行される道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)では、運転免許の受験資格が見直されたが、本来取得可能な年齢に達するまでの間に基準に該当する違反を行った者は、若年運転者講習を受講しなければならないこととされた。

2 申請受付期間

令和4年3月15日～令和4年4月20日

3 申請教習所

坂出自動車学校、屋島自動車学校、高松自動車学校、観音寺自動車学校
三豊自動車学校、寒川自動車学校、高瀬自動車学校、香川県中央自動車学校
香川自動車学校、琴平ドライビングスクール

4 審査状況

指定申請のあったすべての教習所(10校)について、次のとおり指定基準に適合していることを確認した。

(1) 人的要件

運転適性指導員が必要数配置されている。

(2) 物的要件

講習に必要なコース、普通自動車、建物、設備等を有している。

(3) 運営的要件

若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有している。

指定自動車教習所としての教習業務と並行して講習を行う体制を有している。

指定自動車教習所として、法令に定められた教習を実施している。

5 指定年月日

令和4年5月13日(予定)